

別記第1号様式（第3条関係）

公園施設利用承認申請書

		令和 年 月 日	
公園名	紅葉山・紅葉山南・若葉・花川南・樽川・青葉 ・ヤウスバ	受付番号	※
施設名	野球場・庭球場・陸上競技場 (人工芝・ハード・クレー) (面)		
利用日時	令和 年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 時間	利用人員	名
<p>上記のとおり利用したいので承認願います。</p> <p>石狩市長 (指定管理者) 石狩総合管理協同組合 代表理事 渋屋 敬吉 様</p>			
申請者	団体名 (団体の場合)		
	氏名又は代表者名 (団体の場合は代表者名)		
	住 所		
	電 話 ()		

◎大会の内容が分かる資料（大会要項、団体名簿等）を添付してください。

(※印の欄は記入しないで下さい。)

別記第2号様式（第3条関係）

定期利用承認申請書

令和 年 月 日

—石狩市長—
(指定管理者)
石狩総合管理協同組合
代表理事 渋屋敬吉様

		受付番号	※
団体名(団体の場合)		種目	
申請者	(住所)		
(団体の場合は代表者)	(氏名)	電話(自宅・会社)	

※第3希望まで必ず記入して下さい。

希望	第1希望	第2希望	第3希望
公園名			
施設名			
日時	毎週・第 曜日	毎週・第 曜日	毎週・第 曜日
	時～ 時まで	時～ 時まで	時～ 時まで
期間	令和 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		
利用目的		備考	

利用時間	時間
利用料	※ 円

(※印の欄は記入しないで下さい。)

別記第5号様式（第7条関係）

有料公園施設利用料金減免申請書

公園名			
施設名			
利用日時	令和 年 月 日 () ~ 年 月 日 () 毎週・第 曜日	利用人員	名
	時 分 ~ 時 分		
利用料金	円		
減免の金額	全部・一部		
減免の理由			
上記のとおり有料公園施設の利用料金の減免を申請します。			
令和 年 月 日			
指定管理者 石狩総合管理協同組合 代表理事 渋屋 敬吉 様			
団体名（団体の場合）			
氏名又は代表者名			
住 所			
電 話 ()			

団体名簿

NO. _____

団体名 _____

No.	氏名	住所	電話番号	年齢	備考(勤務・通学先)

※住所が「石狩市」以外の方は、備考欄に勤務・通学先を記入してください。

利用料金の減免対象は以下の理由となる場合です。

○ 石狩市有料公園施設等管理規則
別表（第7条関係）

項	区分	減免率	
1	市が公用で使用する場合	10/10	
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合	10/10
		(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める団体が使用する場合	5/10
3	市内の幼稚園及び保育所(市が設置するものを除く。)が教育又は保育活動のために使用する場合	10/10	
4	市長が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合	5/10	
5	市内の自治会及び町内会が本来の活動のために使用する場合	5/10	
6	その他市長が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で市長が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10

○石狩市都市公園使用料減免取扱要領

石狩市有料公園施設等管理規則(平成15年規則第8号。以下「規則」という。)第7条第2項の使用料の減免の取り扱いについては、別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第1 規則別表2の項第2号の市長が別に定める団体とは、市内小中学校のPTA及び教育委員会で行う社会教育団体の登録を受けたものをいう。

第2 規則別表4の項の市長が別に定める福祉関係団体とは、保健福祉部で行う福祉関係団体の登録を受けたものをいう。

第3 規則別表6の項第1号の公益性が認められる場合で市長が別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。

ア 国及び他の地方公共団体が市民を対象にした事業を主催する場合

イ 中体連及び中文連における実行委員会(全市的な活動の場合に限る。)

ウ 自治会・町内会が主催する敬老会

エ 自治会・町内会が石狩市都市公園条例(昭和52年条例第11号)第2条第1項第4号に掲げる行為の許可を受けて使用する場合

第4 規則別表6の項第2号の前号に掲げるもの以外のものとは、高校、大学が教育活動の一環として使用する場合をいう。

－石狩市都市公園施設利用心得－

下記の注意事項を守って施設をお使いください。悪質なものについては利用を取り消す場合がございます。

- ① 車は決められた場所に駐車すること。
 - ・ 路上駐車は絶対にやめましょう。
- ② 施設・備品を破損した場合、原因者の負担となります。
すみやかに公園管理棟に申し出てください。
- ③ 施設利用後は利用者が責任をもって整備すること。
- ④ 都合により指定された日時に利用しない場合は前日の午後3時までに公園管理棟に連絡すること。
 - ・ 無連絡の場合、受付時間分の利用料金をいただきます。
- ⑤ 指定された利用時間を厳守すること。利用開始時間に遅れる場合は、必ず公園管理棟に連絡して下さい。
 - ・ 利用開始時間を過ぎても施設が空いているときは、利用を取り消すときがあります。
- ⑥ 施設内は禁煙とします。
- ⑦ 利用団体は原則としてスポーツ傷害保険に加入して下さい。
- ⑧ 公益上やむを得ない事由により、利用承認を取り消す場合がございますので、ご了承願います。

指定管理者：石狩総合管理協同組合
TEL 0 1 3 3 - 7 6 - 2 2 3 3

公園管理者：石狩市建設水道部都市整備課
TEL 0 1 3 3 - 7 2 - 3 6 7 1